



訪問購入心得

一、いきなり訪問してきた購入業者には応対しない

 突然訪問して勧誘することは禁止されています。

一、事前に買い取りを承諾した物品以外売らない

 消費者が勧誘を受け入れた物品以外の物品について勧誘をすることは禁止されています。

 承諾した物品を売却した際には、物品の種類や特徴、購入価格、クーリング・オフ等について記載された書面の交付を求めてください。

一、売却後、8日間は物品を引き渡さない

 消費者はクーリング・オフ期間中（法律で定められた書面交付から8日間以内）物品の引渡しを拒むことができます。

一、むやみに貴金属を見せない、触らせない

お困りの際は「**188**」(消費者ホットライン)にお電話を！！



独立行政法人
国民生活センター